

国際競争拠点都市整備事業
(公共公益施設整備型)の
費用便益分析マニュアル(案)

令和4年3月

国土交通省 都市局

1 費用便益分析の概要

1-1 本マニュアル(案)について

国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)は、公共公益施設の整備等により大都市の国際競争力の強化を図ることが特に有効な地域(都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定される地域)において、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援を行うことで、交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点となる地域を形成し、大都市の国際競争力の強化を図るものである。

本マニュアル(案)は、国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)における下記の補助対象事業についての費用便益分析の方法をとりまとめたものであり、費用便益分析において対象とする便益項目例を参考に既存の費用便益マニュアルなどについて整理したものである。

1-2 補助対象事業一覧

- ① 道路の新設又は改築に関する事業
※高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道を除く
- ② 鉄道施設の建設又は改良に関する事業
- ③ バス高速輸送システム(BRT)の整備に関する事業
- ④ バスターミナルの整備に関する事業
- ⑤ 鉄道駅周辺施設の整備に関する事業
- ⑥ 市街地再開発事業
- ⑦ 土地区画整理事業
- ⑧ 史跡等一体都市開発事業
- ⑨ ①から⑧に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に関する事業

1-3 参照するマニュアル

補助対象事業	対象とする便益項目例 (既存の費用便益マニュアルを参考)
道路の新設・改築	走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少など
鉄道施設の建設又は改良	移動時間の短縮、移動抵抗軽減、環境改善など
バス高速輸送システム (BRT) の整備	移動時間の短縮、移動抵抗軽減、環境改善など
バスターミナルの整備	歩行者の歩行時間短縮、周辺交通の走行時間短縮など
鉄道駅周辺施設	歩行者の歩行時間短縮、歩行者の移動サービス向上など
市街地再開発事業	整備による地価増加、利用料徴収による収益
土地区画整理事業	整備による地価増加
史跡等一体都市開発事業	整備による地価増加、利用料徴収による収益 (※別紙マニュアル(案)参照)
上記の事業と一体的に整備する情報化基盤の整備	上記の事業と一体的に整備するものであることから、一体的に整備する事業の便益に含む